

議事日程第5号

第1回定例会

平成20年3月19日(水)

予算特別委員会終了後開議

再開

- | | | | | |
|-----|----|----|-----|---|
| 日程第 | 1 | 議第 | 3号 | 平成19年度寒河江市一般会計補正予算(第4号) |
| " | 2 | 議第 | 4号 | 平成19年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号) |
| " | 3 | 議第 | 8号 | 平成19年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第1号) |
| " | 4 | 議第 | 9号 | 平成19年度寒河江市水道事業会計補正予算(第1号) |
| " | 5 | 議第 | 10号 | 平成20年度寒河江市一般会計予算 |
| " | 6 | 議第 | 11号 | 平成20年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算 |
| " | 7 | 議第 | 12号 | 平成20年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算 |
| " | 8 | 議第 | 13号 | 平成20年度寒河江市国民健康保険特別会計予算 |
| " | 9 | 議第 | 14号 | 平成20年度寒河江市老人保健特別会計予算 |
| " | 10 | 議第 | 15号 | 平成20年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算 |
| " | 11 | 議第 | 16号 | 平成20年度寒河江市介護保険特別会計予算 |
| " | 12 | 議第 | 17号 | 平成20年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算 |
| " | 13 | 議第 | 18号 | 平成20年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算 |
| " | 14 | 議第 | 19号 | 平成20年度寒河江市立病院事業会計予算 |
| " | 15 | 議第 | 20号 | 平成20年度寒河江市水道事業会計予算 |
| " | 16 | 議第 | 21号 | 寒河江市議会議員及び寒河江市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について |
| " | 17 | 議第 | 22号 | 寒河江市監査委員条例の一部改正について |
| " | 18 | 議第 | 23号 | 寒河江市課制条例の一部改正について |
| " | 19 | 議第 | 24号 | 日本国との平和条約の効力発生に伴う職員の懲戒免除及び収入役等の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止について |
| " | 20 | 議第 | 25号 | 会計管理者の設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| " | 21 | 議第 | 26号 | 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正について |
| " | 22 | 議第 | 27号 | 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について |
| " | 23 | 議第 | 28号 | 寒河江市まちづくり寄附条例の制定について |
| " | 24 | 議第 | 29号 | 寒河江市公民館に関する条例の一部改正について |
| " | 25 | 議第 | 30号 | 寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について |
| " | 26 | 議第 | 31号 | 寒河江市国民健康保険条例の一部改正について |
| " | 27 | 議第 | 32号 | 寒河江市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について |
| " | 28 | 議第 | 33号 | 寒河江市勤労青少年ホーム設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| " | 29 | 議第 | 34号 | 寒河江市農業委員会委員の選挙区及び定数に関する条例の一部改正について |
| " | 30 | 議第 | 35号 | 寒河江市立病院事業の設置等に関する条例の一部改正について |
| " | 31 | 議第 | 36号 | 山形県消防補償等組合規約の一部変更について |
| " | 32 | 議第 | 37号 | 山形県自治会館管理組合規約の一部変更について |

- 日程第 3 3 議第 3 8 号 山形県市町村職員退職手当組合理約の一部変更について
- ” 3 4 議第 3 9 号 「寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について」の一部変更について
- ” 3 5 請願第 1 号 「公共工事における賃金等確保法」(仮称)の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書提出を求める請願
- ” 3 6 委員会審査の経過並びに結果報告
(1) 総務委員長報告
(2) 厚生経済委員長報告
(3) 建設文教委員長報告
(4) 予算特別委員長報告
- ” 3 7 質疑、討論、採決
- ” 3 8 議会案第 1 号 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保を求める意見書の提出について
- ” 3 9 議案説明
- ” 4 0 質疑、討論、採決
- ” 4 1 議会案第 2 号 道路特定財源の確保に関する意見書の提出について
- ” 4 2 議案説明
- ” 4 3 委員会付託
- ” 4 4 質疑、討論、採決
- ” 4 5 議員派遣の件
- ” 4 6 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求について
- 閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第 5 号に同じ

再 開 午前 10 時 50 分

伊藤忠男議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで本日の会議運営について、議会運営委員長の報告を求めます。鈴木議会運営委員長。

〔鈴木賢也議会運営委員長 登壇〕

鈴木賢也議会運営委員長 おはようございます。

本日の会議運営については、本日午前 8 時 58 分から議会第 2 会議室において、議会運営委員会を開催し協議をいたしましたので、その結果について御報告申しあげます。

初めに、本日追加されます議案について申しあげます。

追加議案は、議会案第 1 号、議会案第 2 号、議員派遣の件及び閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求についての 4 案件であります。

追加議案の取り扱いについては、日程第 38 で議会案第 1 号の委員会提出議案を上程した後、日程第 39 で議案説明を省略し、日程第 40 で質疑、討論、採決の順で行うことといたしました。

次に、日程第 41 で議会案第 2 号の議員提出議案を上程した後、日程第 42 で議案説明を省略し、日程第 43 で委員会付託を省略して、日程第 44 で質疑、討論、採決の順で行うことといたしました。

その後、日程第 45、議員派遣の件、日程第 46、閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求についてそれぞれお諮りし、最後に発言の取り消しについてお諮りすることといたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださるようお願い申しあげ、御報告といたします。

伊藤忠男議長 お諮りいたします。

本日の会議は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は、議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第 5 号によって進めてまいります。

議 案 上 程

伊藤忠男議長 日程第 1、議第 3 号から日程第 35、請願第 1 号までの 35 案件を一括議題といたします。

委員会審査の経過並びに結果報告

伊藤忠男議長 日程第 36、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

総務委員長報告

伊藤忠男議長 最初に、総務委員長の報告を求めます。9 番佐藤総務委員長。

〔佐藤 毅総務委員長 登壇〕

佐藤 毅総務委員長 おはようございます。

総務委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3 月 12 日午前 9 時 30 分から市議会第 2 会議室において委員 6 名全員出席、当局より副市長初め関係課長等出席のもと、開会いたしました。

本委員会に付託されました案件は、議第 21 号、議第 22 号、議第 23 号、議第 24 号、議第 25 号、議第 26 号、議第 27 号、議第 28 号、議題 36 号、議第 37 号及び議第 38 号の 11 案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第 21 号寒河江市議会議員及び寒河江市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「選挙運動用ビラの具体的な配布範囲について」の問いがあり、当局より「候補者が街頭演説などそこに集まっている聴衆の方に配るということで、具体的に距離とか制限はないようではありますが、候補者の顔が見えるところと考えております」との答弁がありました。

ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 21 号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 22 号寒河江市監査委員条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より「財政健全化法では、健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上になった場合、地方公共団体の長は外部監査を求めることとなるが、外部監査とはどのような体制なのか」との問いがあり、当局より「個別の外部監査契約を結ぶ場合は個別外部監査契約締結の議会の議決を得て行うこととなります。また、自治法では、外部監査人と監査委員との連絡協調を図ることや、外部監査人は弁護士、公認会計士などの有資格者ですぐれた識見を有する者と定められております」との答弁がありました。

ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第22号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第23号寒河江市課制条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第23号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第24号日本国との平和条約の効力発生に伴う職員の懲戒免除及び収入役等の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第24号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第25号会計管理者の設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第25号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第26号職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より「勤務時間内の組合活動は年間どのくらいになっているのか」との問いがあり、当局より「勤務時間内の組合交渉は2月の春闘と11月の確定闘争の時期であり、要求書の提出とそれに対する回答ということで、具体的には1回15分程度で合計4回について時間内で行っております。要求に基づく回答についての交渉などは1回2時間程度を設定し、ほとんど時間外に行っているのが実情です」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第26号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第27号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より「投票所の投票立会人の人選基準と人数について」の問いがあり、当局より「各投票所の投票立会人については、基本的にその地区内の方で選挙に関して中立の立場をとれる有識者の方をお願いしており、人数については、市内に25の投票所がありますので、1カ所に2人ずつで50人となっております」との答弁がありました。

委員より「投票立会人の公募制についてこれまで検討したことはあるのか」との問いがあり、当局より「今まで公募制まで検討した経過はないようですが、若い人の選挙に対する関心を高めるため以前立会人に20代の方をお願いした経過がございます」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第27号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第28号寒河江市まちづくり寄附条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より「全国的にこの条例を制定する市町村がふえている状況にあるが、どのような状況になっ

ているのか。また、県内の状況はどうなっているのか」との問いがあり、当局より「昨年中に調べたところ全国では27市町村で条例を制定していましたが、その後ふえてきていると思います。また、昨年調べた段階では県内ではありませんでしたので、寒河江市は早い方だと思います」との答弁がありました。

委員より「寄附する方に対してのPRが大事と思うが、PRの仕方をどのように考えているのか。また、運用状況をどのような形で公表するのか」との問いがあり、当局より「PRの方法は、市報にも掲載しますが、基本的にはホームページに載せて行いたいと考えております。運用状況の公表についても同様に考えております」との答弁がありました。

委員より「これまでの各種の基金がありますが、同じ性格の基金について今後どのように積み立てていくのか」との問いがあり、当局より「今回のまちづくりの寄附に係る基金と既存の基金が重複するところが出てきますが、今回はこの条例に基づく基金を設置し、1年間様子を見ながら検討を行いたい」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第28号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第36号山形県消防補償等組合理約の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第36号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第37号山形県自治会館管理組合理約の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第37号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第38号山形県市町村職員退職手当組合理約の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第38号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生経済委員長報告

伊藤忠男議長 次に、厚生経済委員長の報告を求めます。7番木村厚生経済委員長。

〔木村寿太郎厚生経済委員長 登壇〕

木村寿太郎厚生経済委員長 厚生経済委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月12日午前9時30分から市議会第4会議室において委員6名全員出席、当局より関係課長等出席のもと、開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第8号、議第30号、議第31号、議第32号、議第34号、議第35号の6案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第8号平成19年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第8号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第30号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第30号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第31号寒河江市国民健康保険条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「国保の中でこれまで年間で葬祭費は何人ぐらいが該当していて、今度後期高齢者医療制度に移行して減ると思うが、どれぐらいの人数を考えているのか」との問いがあり、当局より「これまで300人ほどで、後期高齢者医療制度に移行した後は90人で予算計上しています」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第31号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第32号寒河江市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「この激変緩和措置で平成19年度と平成20年度の介護保険料に違いはあるのか」との問いがあり、当局より「平成19年度と平成20年度の介護保険料は同じです」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第32号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第34号寒河江市農業委員会委員の選挙区及び定数に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「農業委員会委員4名の減はどこなのか」との問いがあり、当局より「第1選挙区から第4選挙区までそれぞれ1名減となります。第5選挙区の白岩地区は、山間地が多く広範囲にわたるこ

とからそのままとしました」との答弁がありました。

ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第34号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第35号寒河江市立病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「病床数を減数とした第1病棟から第3病棟までの診療科目は何か」との問いがあり、当局より「第1病棟が内科と外科、第2病棟が整形外科、第3病棟が整形外科と内科です」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第35号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、厚生経済委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

建設文教委員長報告

伊藤忠男議長 次に、建設文教委員長の報告を求めます。8 番鴨田建設文教委員長。

〔鴨田俊廣建設文教委員長 登壇〕

鴨田俊廣建設文教委員長 おはようございます。

建設文教委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月12日午前9時30分から議会図書室において委員6名全員出席、当局より教育長初め関係課長等出席のもと、開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第4号、議第9号、議第29号、議第33号、議第39号、請願第1号の6案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第4号平成19年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「今回の繰上償還はすべてが対象となるのか」との問いがあり、当局より「該当する繰上償還の対象が3カ年分ありますが、下水道債のものはすべて該当になります」との答弁がありました。

議第4号については、ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第9号平成19年度寒河江市水道事業会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「寒河江市の部分の3カ年分全部が対象になるという理解でよいのか」との問いがあり、当局より「3カ年分5億4,000万円を申請しております」との答弁がありました。

議第9号については、ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第29号寒河江市公民館に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「中央公民館運営審議会の構成メンバーと各地区公民館の審議会について」の問いがあり、当局より「中央公民館の運営審議会はそのまま存続し、各地区公民館の運営審議会は廃止をするわけですが、もっと広範な公民館活動にかかわる機関、団体の方々の代表者から公民館運営に関して意見をいただく会議にかえるものでございます」との答弁がありました。

議第29号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第33号寒河江市勤労青少年ホーム設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「青少年の施設の利用はどの程度なのか」との問いがあり、当局より「平成18年度の数字でございますが、講座、教室で89回延べ868人、クラブ活動では301回、2,174人、あとは個人利用が40回、549人、合わせて435回、3,591人の利用となっております。また、これ以外であいている場合の利用が延べ7,414人の利用となっております」との答弁がありました。

議第33号については、ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第39号「寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について」の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号「公共工事における賃金等確保法」(仮称)の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書提出を求める請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な質疑、意見の内容を申し上げます。

委員より「願意妥当であり採択すべきものと思います」との意見がありました。

請願第1号については、ほかに質疑、意見もなく、質疑等を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

請願第1号が採択されましたので、意見書提出の議会案についてを議題とし、質疑、意見等を求めましたが、質疑、意見もなく、質疑、意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、議会案を提出することに決しました。

以上で、建設文教委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

予算特別委員長報告

伊藤忠男議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。14番高橋予算特別委員長。

〔高橋勝文予算特別委員長 登壇〕

高橋勝文予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

本特別委員会は、3月6日午前11時26分から本議場におきまして委員17名全員出席、当局からは市長初め副市長、収入役及び関係課長等出席のもと、開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第3号平成19年度寒河江市一般会計補正予算（第4号）、議第10号平成20年度寒河江市一般会計予算、議第11号平成20年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算、議第12号平成20年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算、議第13号平成20年度寒河江市国民健康保険特別会計予算、議第14号平成20年度寒河江市老人保健特別会計予算、議第15号平成20年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算、議第16号平成20年度寒河江市介護保険特別会計予算、議第17号平成20年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算、議第18号平成20年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算、議第19号平成20年度寒河江市立病院事業会計予算、議第20号平成20年度寒河江市水道事業会計予算であります。

12案件を一括議題とし、議案説明を省略して直ちに質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

議第10号については、一つ、道路特定財源の確保がなかった場合の対応について、一つ、市営住宅の使用料の滞納について、一つ、第三セクター「チェリーランドさがえ」の土地の貸付料と駐車場の負担について、一つ、職員の給与と臨時職員の賃金などについて、一つ、特別職の他団体からの報酬などを受けることについて、一つ、庁舎の耐震調査の報告について、一つ、白岩の源泉の図面などの管理について、一つ、ホームページにおける議会会議録の整備について、一つ、JR高松駅の管理運営について、一つ、税金の徴収方法について、一つ、子どもすこやかプラン後期計画の策定について、一つ、見守りサポーター制度について、一つ、保育所の入所状況について、一つ、保育所の臨時職員と指定管理者制度導入による問題と課題について、一つ、通園バスの運行利用について、一つ、妊婦の健康診査の助成とマタニティマークの取り組みについて、一つ、不妊治療の取り組みについて、一つ、健康診査事業と広域連合について、一つ、市民浴場の指定管理者制度の成果について、一つ、雇用対策事業について、一つ、松くい虫、ナラ枯れなどの対策について、一つ、木の下土地区画整理組合の借入金に対する損失補償について。

議第19号については、一つ、市立病院の医薬分業とジェネリック薬品について、一つ、当初予算における患者数の根拠についてなどの質疑があり、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

議第3号、議第11号から議第18号まで及び議第20号については、質疑はありませんでした。

質疑を終結し、各分科会に分担付託を行い、一たん散会いたしました。

次に、3月19日、午前9時30分から本議場において委員17名全員出席、当局からは市長初め副市長、収入役及び関係課長等出席のもと、再開いたしました。

日程第1、議第3号から日程第12、議第20号までの12案件を一括議題とし、各分科会委員長よりそ

それぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りました。

議第3号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第10号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第11号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第12号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第13号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第14号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第15号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第16号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第17号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第18号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第19号につきましては、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第20号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果につきまして御報告を終わります。

質疑、討論、採決

伊藤忠男議長 日程第37、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第 3 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第 3 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 3 号は原案のとおり可決されました。

議第 4 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第 4 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 4 号は原案のとおり可決されました。

議第 8 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第 8 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 8 号は原案のとおり可決されました。

議第 9 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第9号は原案のとおり可決されました。

議第10号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論の通告がありますので、順次発言を許します。15番佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 私は、日本共産党を代表し、議第10号平成20年度寒河江市一般会計予算に反対の立場から討論を行います。

我が国の経済は、長い間の景気低迷から脱却できず、構造改革や規制緩和の影響は、一部大企業に空前の利益をもたらした反面、その経済活動を支えてきた労働者の環境は非正規や派遣といった不安定雇用を増大させ、生活の破壊や未来への希望を失わせる状況をつくり出しています。

平成20年度寒河江市一般会計予算は139億5,000万円で、前年度当初予算と比較して2.8%の増となっていますが、今から十六、七年も前の平成3、4年度の予算規模の水準に縮小されています。市税収入が余り伸びないことと、地方交付税削減によって予算規模を縮小せざるを得ないことは理解できます。であれば、予算の使い方を見直すのは当然のことです。一般家庭を例にとれば、収入が少なければ少ないなりに、その中で何を優先し、何を削るか、お金の使い方を考えなければなりません。

現在寒河江市の置かれている財政状況は、19年度の実質公債費比率が23.3%と、県内13市の中で新庄市、長井市に次いで3番目に高い比率となっていることは周知のとおりです。平成20年度一般会計予算に占める公債費は27億2,200万円で、4万3千市民1人当たりになれば約6万3,000円です。私が議員に初当選した平成3年の一般会計における公債費は12億5,100万円でした。市民1人当たりになれば約2万9千円です。当時と比較すれば、今寒河江市民は2倍以上の借金を抱え込んでいることとなります。

この十数年の間に寒河江市は、大型の公共事業を次々に推し進めるなどして市債の残高をふやし、毎年の償還額もふやし続けてきました。平成16年度以降、寒河江市は予算総額の2割以上を借金返済に充てており、経常収支比率は危機的な状況に達しています。

しかし、市長は、危機的な財政状況を招いた当事者としての反省はなく、実質公債費比率の上昇についても、将来を見込んだ投資であり、タイミングとチャンスを生かしたまちづくりをしてきた結果だ、と自負しています。

大型の公共事業の中には、今の寒河江市にとって必要不可欠なものもありますが、ふえ続ける公債費の負担は財政を圧迫し、在宅介護者に支給されていた介護激励金の廃止や、百歳の寿賀祝金を30万円から10万円に引き下げるなど、長生きすることを心から祝ってあげられないような状況や、快適な市民生活に欠かせない側溝整備や用悪水路の整備がなかなか進まない、多くの父母や子供たちが切望してやまない中学校給食がいまだに実現されないなど、市民の願いや福祉の向上にも大きな影を落としています。

平成20年度予算には、少子化に一定の配慮をし、妊婦健診無料化の回数を5回にふやしたり不妊治療に対する予算を増額するなどの予算が盛り込まれています。でも、その一方では、健康診査事業の予算が約半分に縮小され、内容も大幅に改定されることから、その結果がどのようにあらわれるのか心配される状況です。

さらに、農林水産費については、30年前の規模にまで落ち込んでいます。今喫緊の課題となっている食の安全性、自給率の向上、自然環境の保全など、スローガンは叫ばれているものの、末端の生産者が意欲を持って取り組める状態にはなっていません。国の農業政策を抜本的に改めるよう求めていくこととともに、寒河江市独自の政策を打ち出し、しっかりと予算措置をすべきと考えます。

国は、夕張市の財政破綻を契機に、自治体の健全化を図る指標として財政健全化法を施行しました。平成20年度の決算から法の施行がなされるために、本議会に提案された予算案はそのことを踏まえて、市債の発行を極力抑えるとともに、利率の高い政府債を低利の市債に借り換えすることを見込んだ予算編成になっています。

そのことから、実質公債費比率が健全財政の基準となる18%以下になるまでの10年間、寒河江市は毎年窮屈な予算編成を強いられることとなります。新規事業を控え、行財政改革を強力に推し進めるなど、市民には我慢を求めながら何とか乗り切ろうとしています。

しかし、新年度予算について言うなら、まずメスを入れるべきは、1億円の予算が組まれている最上川緑地の多目的水面広場や、3,000万円の税金をつぎ込みながら入場無料で実施しようとしている花咲かフェアなど、費用対効果がはっきりせず将来にわたり維持管理費などが大きな負担になると思われる事業は、大胆に見直しをすべきと私は考えます。

また、木の下土地区画整理組合の借入金に対する損失補償の債務負担行為が組まれていることにも反対いたします。

皆さん御存じのとおり、同土地区画整理事業にはさまざまな名目で多額の公費が投入されてきています。民間団体である組合施工の土地区画整理事業とはいえ、区域内の道路などの公共施設が建設されることに伴う公的な部分への負担が主なものであります。

今回の債務負担行為は、そうした通常の公的負担とは異なり、組合の金融機関からの借り入れに対する損失補償を求めるものです。公と民の役割分担を逸脱した今回の債務負担行為は、悪例を残すとともに、将来に禍根をもたらすおそれを含むものです。今回の債務負担行為の背景には保留地処分がなかなか進まないことがあると思われそうですが、行政としてやるべきことは、安易な損失補償ではなく、その原因を明らかにしてしかるべき対策をとることが第一だと考えます。

また、ことし4月から実施するとしている後期高齢者医療保険制度へ一般会計より事務費などの名目で繰り出しされています。75歳以上を別枠にして保険料を徴収し、滞納すれば保険証を取り上げる、受けられる医療に制限を加え、安上がりの医療制度に変えようとするなどの国の方針は、どうせ死を迎える高齢者にお金をかける必要はないという人間の尊厳を無視した冷たい考えが見えてきます。

私は、このような制度は今からでも廃止すべきと考えます。

以上の主な理由から、平成20年度寒河江市一般会計予算に反対することを申しあげ、討論いたします。

伊藤忠男議長 10番 柏倉信一議員。

柏倉信一議員 市議会最大会派・緑政会を代表し、新年度予算に対する賛成討論を述べさせていただきます。

きます。

国の新年度予算は、地方間の税源の偏在是正について検討がなされ、地方財政計画に4,000億円の地方再生対策債が創設されるなど、わずかながら地方財源の充実、確保が図られるとする一方、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が公布され、これまで以上の厳格な財政運営が求められてきます。

このような中、地方自治体にとって最大の不安要素は道路特定財源の行方であります。新年度予算を根底から覆す可能性を秘めており、むだ遣い、むだな道路が皆無とは言えないまでも、事故の危険が高い歩道のない箇所が全国では約4.4万キロ、建設後50年以上経過した老朽化した橋約8,900、救急車がスムーズに走行できない区間約5,000区間、1万3,000キロ。

道路特定財源が廃止となれば、平成17年度における道路特定財源税収の暫定税率と地方道路整備臨時交付金の合算で、山形県234億8,000万円、寒河江市1億3,900万円の数字はどうなるのか。地方独自の歳入減9,000億円、国からの地方道路整備臨時交付金7,000億円が廃止されるほか、市町村道への補助金6,000億円の交付金が難しい状況となり、実質2兆2,000億円の影響が懸念されます。

新しい道路の建設はもとより、道路の維持管理や除雪、古い橋の修繕はどうなるのか。財政難から福祉、教育予算へのしわ寄せも避けられない状況です。政局不安定とはいえ、新年度予算を採決しなければならぬこの時期に、国会の審議を見守るしかない状況に憤りを感じるどころです。

こうした中、我が寒河江市の新年度予算案、一般会計139億5,000万円、八つの特別会計、二つの企業会計トータルの総予算額273億4,134万円は、平成18年度から平成22年度を実施期間として定めた行財政改革大綱にのっとり経費削減に努め、目標を上回る成果を出し、市債残高もほぼ計画どおりに推移するよう進める一方、懸案である市立病院の財政健全化に向けた取り組みを開始し、第5次振興計画の将来都市像である「歴史と文化の織りなす 気品ただよう美しい都市 寒河江」の実現を目指し、将来の発展基盤につながる事業に積極的に取り組んだ予算編成となっています。

最上川一帯を有効活用した住環境の整備、そして十数年前に南部地区体協が中心となって全戸署名を集めた南部地区の熱意、悲願にこたえる意味で予算化された最上川緑地予算の継続、人口の増加、固定資産税、市民税の増収、まちの活性化を主たる目的に進めている木の下土地区画整理事業への積極的支援、都市計画道路下釜山岸線、市道西寒河江駅谷沢線の整備などに積極的に取り組んだ姿勢がうかがえ、ことしで6回目となる「花咲かフェアINさがえ」の開催予算2,700万円にしても、平成15年当初の入場者数は約15万人から昨年は倍の30万人を超えるまでになり、さくらんぼにこだわったまちづくり、流通人口の増加を初めとする経済効果を考えた場合、的を得た予算の内容となっています。

教育分野においても、新年度から着手し平成22年度工事完成予定の陵西中学校の大規模改修工事に取り組む一方、寒河江市教育振興計画にのっとり、時の流れを見越した中で次代を担う子供たちのために、情報教育推進事業に3,996万8,000円、発達障害のある子供たちなどの学習活動をサポートする学習補助員配置事業に714万7,000円を計上、不登校児童が学校生活に適應できるよう教育相談員を配置する教育相談事業に202万5,000円を予算化するなど、きめ細かな配慮がなされています。

少子化対策についても、7カ所の学童保育所の運営費に3,281万7,000円、認可外保育施設、乳児受け入れ支援事業に1,095万1,000円を予算化しており、増加傾向にある保育需要にも配慮された予算となっています。

農業、観光振興、健康福祉など、あらゆる分野で同様に配慮された予算編成となっており、限られた財源の中で行政における費用対効果を十分検討した上で、知恵を絞り、きめ細やかな配慮の跡が伺えます。（「そのとおりだ」の声あり）

行政に携わる者の最大の使命は、取り巻く環境、時代の流れを敏感に感じ取り、50年、100年先のまちづくりを見越した中で、今何をなすべきか決断していくことにあると考えます。

こうした観点から、平成20年度予算案は4万3千市民の負託に十分こたえられるものと確信し、緑政会13名の総意として賛成の意を表明する次第です。

以上をもって賛成討論といたします。

伊藤忠男議長 16番川越孝男議員。

川越孝男議員 私は、今議題となっています議第10号平成20年度寒河江市一般会計予算に反対する立場から討論をいたします。

これまで、起こり得ないと思われていた自治体の財政破綻が、北海道の夕張市の問題によって現実になり、同時に、このような事態を招いても法的にだれも責任が問われないということが明らかになりました。

そのようなことから第二の夕張を出させないために、いわゆる自治体財政健全化法によって、19年度決算から実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率について監査委員の審査を経て、議会に報告し、公表することが義務づけられました。さらにそれぞれの基準値が示され、その一つでも超えた場合には財政健全化計画の策定や外部監査が義務づけられるなど、今、自治体経営をめぐる環境は、当局や監査委員、そして議会や議員にとってその役割が一段と強く、厳しく求められていると思うのであります。

平成20年度予算を見ますと、厳しい財政状況の中で腐心されていることは理解できます。妊婦健診の公費助成の拡大や、都市計画道路落衣島、下釜山岸線の整備促進、陵西中学校の大規模改修、また、いつ発症するかわからないアスベストによる病気の恐ろしさを考えると市民文化会館の大規模改修など、評価できるものもたくさんあります。

ところが、生活者の視点で見ると、後退している点も多くあります。加えて、木の下土地区画整理組合の借入金3億円の元利償還に対する損失補償として、平成20年から24年までの5カ年間の債務負担行為が提案されています。

私は、木の下土地区画整理事業の重要性、必要性は十分認識し、成功させなければならないという立場で、平成17年9月議会では、当時新聞報道されていた河北町ひな市通り東区画整理事業が、保留地の処分が進まず価格の引き下げが避けられない状況となり、事業費の確保が困難になっていることを例に挙げ、そのようなことにならないように保留地処分価格については十分な検討を行い、適正な価格決定を求めてきました。また、平成19年9月議会の一般質問においても、保留地分譲が計画どおりに進まない場合、金融機関からの格付や今後の融資への影響が懸念されること、これは組合にとって資金計画の面から極めて重要な問題になることを指摘し、具体的に提言をしまいいりました。

しかし、今回、寒河江市が土地区画整理組合の融資に対して損失補償をすることは反対であります。

その理由は、一つには、組合の債務は組合の責任が原則であります。市施工と組合施工の基本をあいまいにしてはならないと思うのであります。財政的な支援としては、総事業費32億1,700万円に対して約3分の2相当の補助金負担金として公金が20億3,000万円充てられているわけであり、さ

らに、関連する周辺の事業も積極的に進められていることは御承知のとおりであります。

二つには、公平・公正の原則に反するということでもあります。これまでも同種の組合に対しての損失補償は行ったことがありません。そして、将来への悪しき前例を残すことになるからであります。

三つ目には、健全財政法の指標の一つである将来負担比率を押し上げることになります。夕張市の教訓から学ぶべきだと思うのであります。

そして四つ目には、今行政が行うべき支援策は、融資に対する損失補償よりも、保留地処分が進まない要因を解明し、分譲が進むように指導することが重要だと思います。組合の方から課題として、分譲価格あるいは学区の問題があるというお話もお聞きをいたします。

本当に、こういったことが今現状の問題点なのか。また、そういったことが本当に問題点であるならばその変更が可能なのか、行政としても検討することが極めて重要だと思うのであります。

市の財政の健全化は、行政や議会だけでできるものではありません。市民の皆さんの、そして企業や団体の多くの方々の理解と協力がなければ健全財政はなし得ないと思うのであります。そしてまた議会の審査に当たっては、議会の良識も問われていると思うのであります。

したがって、私は、木の下土地区画整理組合の融資に対する損失補償が含まれている平成20年度寒河江市一般会計予算に反対であることを表明し、同僚議員の皆さんを初め、区画整理組合員の皆さん、そして多くの市民の皆さんの御理解を心からお願いを申しあげまして、反対討論を終わります。

伊藤忠男議長 13番新宮征一議員。

新宮征一議員 時間の方もお昼の時間になりましたけれども、私は、今回提案されている平成20年度一般会計予算に対して、賛成の立場から討論をいたします。

今、我々地方の行財政事情というのは極めて厳しい環境に立たされておりますことは、皆さんも御案内のとおりであります。こうした厳しい環境の中で今回組まれた20年度の予算は、隅々まで気を配って、バランスのとれた予算の編成であると信ずるものであります。

内容については、先ほど我々の同僚、緑政会の幹事長柏倉議員からる賛成理由を述べられましたので、私から細々と申しあげるつもりはございません。

先ほど、お二人の方から反対の討論がなされました。人それぞれ考えは違うわけですから、反対は反対として、それは結構でしょう。しかし、今の反対討論を聞いておまして、お二方の共通する点は、いわゆる木の下土地区画整理事業の市による金融機関に対する損失補償の問題が挙げられたようであります。

確かに今回の木の下土地区画整理事業は、形は組合施工でやられているのは御承知のとおりであります。しかし、この区画整理事業は、今寒河江で進めている第5次振興計画の中にきっちりと盛り込んで、基本計画の第2章第3節では、快適な居住環境を提供するという事でこの区画整理事業、そしてほなみ団地の造成を明確にうたっている事業であります。（「そのとおりだ」の声あり）確かに組合施工とはいえども、本市にとって将来を見据えた、まことに的を得た最大のプロジェクトであると私は常々思っているのであります。

今、損失補償の問題がいろいろな場面で議論されておりますけれども、それは議論は議論として結構です。確かにいろいろな議論をして最善の方向性を見出すのが、これは我々議会としての責任であることは間違いありません。

しかし、今、議会と行政がこの問題でいろいろやりとりをしておりますけれども、もしこれが外に

話が広がって金融機関から融資を断られるような事態になった場合には、これこそ事業の凍結あるいは中止もやむなきといった状況も考えられないわけではありません。

今議会の一般質問の答弁の中で、佐藤市長が申しておりました。何年か先の万が一のことを、今ここで議論するのはいかがなものかといった趣旨の発言がございました。全く私も同感であります。

なぜならば、先ほど来出ておりますけれども、この事業は組合施工といえども、本市にとっての最大の重要プロジェクトでありまして、これを成功させることが、行政にとっても、我々議会にとっても大きな責任であると思うのであります。（「そのとおり」の声あり）

議会は議会としていろいろな提案もしながら、是は是、非は非としてこれまでもやってきましたし、これからもそういう方向に行くことは間違いありません。

しかし、よく言われることに、議会は行政のチェック機関だと言われております。全く私も同感であります。しかし、このチェックとはどういうものなのか。こう考えてみるときに、必ずしも行政を批判し、あるいは提案されたものに反対するのがチェックだなどというように勘違いされておられるとするならば、そんなことはないと思いますけれども、これは我々議会人にとっては大いに反省すべきことであると思います。

議論はいろいろしていただいて結構です。しかし、今提案されている平成20年度のこの一般会計予算を通すことによって、我々議員の責任も果たせるものと思います。

先ほど申しあげましたように、非常に細かいところまで気を配って編成された、苦労して編成された20年度のこの予算は、議員の皆さんの、先ほど予算委員会では第10号は多数をもって決せられたわけでありましてけれども、どうぞ議員の皆さんの良識ある判断をもって全会一致で可決されますことを期待して、討論を終わります。（拍手）

伊藤忠男議長 以上で、通告による討論は終わりました。

これにて討論を終結いたします。

これより議第10号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第10号は原案のとおり可決されました。

この際暫時休憩いたします。

再開は、午後1時といたします。

休 憩 午後0時09分

再 開 午後1時00分

伊藤忠男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議第11号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第11号は原案のとおり可決されました。

議第12号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第12号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第12号は原案のとおり可決されました。

議第13号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第13号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第13号は原案のとおり可決されました。

議第14号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第14号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第14号は原案のとおり可決されました。

議第15号について、委員長の報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第15号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第15号は原案のとおり可決されました。

議第16号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第16号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第16号は原案のとおり可決されました。

議第17号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第17号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第17号は原案のとおり可決されました。

議第18号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第18号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第18号は原案のとおり可決されました。

議第19号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第19号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第19号は原案のとおり可決されました。

議第20号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第20号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第20号は原案のとおり可決されました。

議第21号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第21号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第21号は原案のとおり可決されました。

議第22号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第22号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第22号は原案のとおり可決されました。

議第23号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第23号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第23号は原案のとおり可決されました。

議第24号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第24号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第24号は原案のとおり可決されました。

議第25号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第25号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第25号は原案のとおり可決されました。

議第26号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第26号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第26号は原案のとおり可決されました。

議第27号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第27号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第27号は原案のとおり可決されました。

議第28号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第28号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第28号は原案のとおり可決されました。

議第29号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第29号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第29号は原案のとおり可決されました。

議第30号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第30号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第30号は原案のとおり可決されました。

議第31号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第31号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第31号は原案のとおり可決されました。

議第32号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第32号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第32号は原案のとおり可決されました。

議第33号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第33号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第33号は原案のとおり可決されました。

議第34号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第34号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第34号は原案のとおり可決されました。

議第35号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第35号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第35号は原案のとおり可決されました。

議第36号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第36号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第36号は原案のとおり可決されました。

議第37号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第37号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第37号は原案のとおり可決されました。

議第38号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第38号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第38号は原案のとおり可決されました。

議第39号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第39号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第39号は原案のとおり可決されました。

請願第1号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第1号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第1号は採択することに決しました。

議 会 案 上 程

伊藤忠男議長 日程第38、議案第 1 号を議題といたします。

議 案 説 明

伊藤忠男議長 日程第39、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 1 号については、会議規則第37条第 3 項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

質 疑、討 論、採 決

伊藤忠男議長 日程第40、これより質疑、討論、採決に入ります。

議案第 1 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第 1 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

議 会 案 上 程

伊藤忠男議長 日程第41、議案第 2 号を議題といたします。

議 案 説 明

伊藤忠男議長 日程第42、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 2 号については、会議規則第37条第 3 項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。
よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

委員会付託

伊藤忠男議長 日程第43、委員会付託であります。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。
よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

伊藤忠男議長 日程第44、これより質疑、討論、採決に入ります。
議会案第2号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）
これにて質疑を終結いたします。
これより討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。
これより議会案第2号を採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕
挙手多数であります。
よって、議会案第2号は原案のとおり可決されました。

議員派遣の件

伊藤忠男議長 日程第45、議員派遣の件を議題といたします。

議員派遣の件につきましては、お手元に配付しております文書のとおり派遣することにいたしたいと思えます。

これより議員派遣の件を採決いたします。
議員派遣の件については、原案のとおり派遣することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。
よって、議員派遣の件につきましては、原案のとおり派遣することに決しました。

常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会 調査申出並びに委員派遣承認要求について

伊藤忠男議長 日程第46、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております文書のとおり各委員長より申し出があります。お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり決しました。

発言取り消しの件

伊藤忠男議長 この際、お諮りいたします。

12番松田 孝議員から、3月7日の本会議における一般質問の発言について、会議規則第64条の規定により、その一部を取り消したいとの旨の申し出がありました。

この発言の取り消し申し出を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、松田 孝議員からの発言取り消し申し出を許可することに決しました。

閉 会 午後1時21分

伊藤忠男議長 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

これにて、平成20年第1回定例会を閉会いたします。

なお、安孫子収入役、安孫子監査委員より発言の申し出がありますので、これを許します。

寒河江市議会議長 伊 藤 忠 男

会議録署名議員 鴨 田 俊 廣

会議録署名議員 松 田 孝